

世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱

平成24年2月28日
23世経理第709号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が締結する全ての契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「規則」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき区長が定めた一般競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (2) 入札参加資格者 入札参加資格を有する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 契約担当者 規則第2条第2項に規定する契約担当者をいう。

(入札参加除外措置)

第3条 区長は、入札参加資格者のうち別表各項に定める措置要件（以下「措置要件」という。）に該当すると認められる者がいるときは、当該各項に定める入札参加除外期間が経過するまでの間、措置要件に該当すると認められる者といかなる契約も締結しない措置（以下「入札参加除外措置」という。）をとるものとする。

- 2 区長は、入札参加除外措置をとるときは、世田谷区入札参加者等選定委員会規程（昭和40年4月世田谷区訓令甲第35条）第1条に規定する世田谷区入札参加者等選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定するものとする。ただし、措置要件に該当することが明らかであるときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により入札参加除外措置をとるときは、世田谷区入札参加除外措置決定通知書（第1号様式）により、当該入札参加除外措置を受ける者にその旨を通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により入札参加除外措置をとったときは、当該入札参加除外措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）の商号又は名称、入札参加除外措置をとった理由及び入札参加除外期間を公表するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第4条 区長は、別表に定める基本除外期間が経過した場合において、入札参加除外者が、入札参加除外措置の解除を希望するときは、当該入札参加除外者に世田谷区入札参加除外措置解除申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 2 区長は、必要に応じ、措置要件に該当しなくなったことを証明する書面を申請書に添付させるものとする。
- 3 区長は、申請書を提出した入札参加除外者について、措置要件に該当しなくなったことを認めるときは、委員会の審議を経て、入札参加除外措置を解除することができるものとする。
- 4 区長は、前項の規定により入札参加除外措置を解除したときは、世田谷区入札参加除外措置解除決定通知書（第3号様式）により、申請書を提出した入札参加除外者にその旨を通知するものとする。

(勧告措置)

第5条 委員会は、区長が入札参加除外措置をとらない場合において、警視庁の意見及びこの要綱

の趣旨に照らして必要があると認めるときは、区長に対し、審議の対象となった入札参加資格者に暴力団等を排除するための必要な措置をとることについて勧告することを助言することができる。

- 2 前項の勧告は、世田谷区暴力団等排除措置に関する勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（入札参加資格の審査における排除）

第6条 入札参加資格の審査にあたり、契約担当者は、措置要件に該当すると認められる者について入札参加資格を認めてはならない。入札参加除外者についても同様とする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 契約担当者は、入札参加除外者の一般競争入札への参加を認めてはならない。

- 2 契約担当者は、入札参加資格者が一般競争入札に参加し、落札した場合において、契約を締結する日までに入札参加除外措置を受け入札参加除外者となったときは、当該契約の締結を行わないものとする。

（指名競争入札からの排除）

第8条 契約担当者は、規則第36条の規定による指名競争入札に係る指名（以下「指名」という。）にあたり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 契約担当者は、指名を受けた入札参加資格者が指名競争入札の日までに入札参加除外措置を受け入札参加除外者となったときは、当該指名を取り消し、その旨を当該入札参加除外者に通知するものとする。
- 3 契約担当者は、指名を受けた入札参加資格者が指名競争入札に参加し、落札した場合において、契約を締結する日までに入札参加除外措置を受け入札参加除外者となったときは、当該契約の締結を行わないものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 契約担当者は、入札参加除外者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該随意契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする必要があると区長が認める場合は、この限りでない。

（下請負等の禁止等）

第10条 契約担当者は、契約の相手方が、入札参加資格の有無にかかわらず措置要件のいずれかに該当する者（以下「措置要件該当者」という。）を下請負人（下請負（2次以降の下請負を含む。）を受ける者をいう。以下同じ。）又は受託者（受託（2次以降の受託を含む。）を受ける者をいう。以下同じ。）とすることを承認してはならない。

- 2 契約担当者は、契約の相手方が、措置要件該当者を下請負人又は受託者としているときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人又は受託者との契約を解除するよう求めるものとする。

（契約の解除）

第11条 契約担当者は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができる旨及び違約金を請求する旨を契約書に定めておくものとする。

（不当介入等に関する措置）

第12条 契約担当者は、契約の相手方が当該契約の履行にあたって、第三者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

- 2 契約担当者は、契約の相手方が直接又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人又は受託者が第三者から不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人又は受託者に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。
- 3 契約担当者は、契約の相手方並びに下請負人又は受託者が第三者から不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規

定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

- 4 区長は、契約の相手方が正当な理由なく第1項及び第2項に規定する報告、届出又は指導を怠ったときは、世田谷区指名停止基準（平成7年3月27日世経理発第221号）第1に規定する指名停止を行うものとする。

（共同企業体等への準用）

第13条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体及び事業協同組合について準用する。

（関係機関との連携）

第14条 区長は、警察等関係機関との密接な連携のもとに、この要綱の規定に基づく事務を行うものとする。

- 2 区長は、契約からの暴力団排除に関する合意書を警視庁との間に締結し、相互の連絡協議体制を確立するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、区長は委員会の審議を経てその措置を決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成24年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

措置要件	基本除外期間	入札参加除外期間
1 法人の役員等又は使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	入札参加除外措置をした日から24箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、措置要件に該当しなくなったと認められるまで
2 法人の役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。	入札参加除外措置をした日から24箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、措置要件に該当しなくなったと認められるまで
3 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	入札参加除外措置をした日から12箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、措置要件に該当しなくなったと認められるまで
4 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	入札参加除外措置をした日から12箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、措置要件に該当しなくなったと認められるまで
5 法人の役員等又は使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、当該契約の相手方が措置要件該当者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	入札参加除外措置をした日から12箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、措置要件に該当しなくなったと認められるまで
6 入札参加資格者が第5条の規定による勧告を受けた日から1年以内に再度勧告を受けたとき。	再度勧告を受けた日から12箇月を経過するまで	基本除外期間を経過し、かつ、勧告に従ったと認められるまでの期間

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人の役員等 入札参加資格者である個人事業主並びに法人の代表者、役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (2) 使用人 入札参加資格参加者である個人事業主又は法人と雇用契約を締結している正社員をいう。

様

世田谷区長名 印

世田谷区入札参加除外措置決定通知書

入札参加除外措置をとることとしたので、下記のとおり通知します。

記

1 入札参加除外措置決定日
年 月 日

2 入札参加除外措置を行う理由
世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）別表第 項に定める措置要件に該当すると認められるため。

3 入札参加除外期間
入札参加除外措置決定日から 箇月が経過し、かつ、要綱別表に定める措置要件のいずれにも該当しないと認められるまで。

4 入札参加除外措置の内容

- (1) 入札参加資格の審査にあたり、入札参加資格を認めません。
- (2) 一般競争入札への参加を認めません。
- (3) 指名競争入札への参加を認めません。
- (4) 全ての契約の相手方としません。
- (5) 既に締結済みの契約は解除し、契約条項に基づき違約金を請求します。
- (6) 区が締結する全ての契約の相手方の、下請負人（下請負（2次以降の下請負を含む。）を受ける者をいう。）又は受託者（受託（2次以降の受託を含む。）を受ける者をいう。）となることを認めません。

第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

世田谷区長名 印

世田谷区入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付で申請のあった入札参加除外措置の解除について、
下記のとおり解除することに決定したので、通知します。

記

入札参加除外措置を解除する日
年 月 日

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

世田谷区長名 印

世田谷区暴力団等排除措置に関する勧告書

暴力団等を排除するための必要な措置をとることについて、下記のとおり勧告します。

記

1 勧告する理由

2 必要な措置